

議案第68号

調布市立学童クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年9月3日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、学童クラブの利用の資格を改めるとともに
所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市立学童クラブ条例の一部を改正する条例

調布市立学童クラブ条例（平成10年調布市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保護者の就労等により監護を受けられない児童に適切な遊び及び生活の場を与えることにより、その健全な育成を図る」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童健全育成事業」という。）等を行う」に改める。

第2条の2第1号を次のように改める。

(1) 放課後児童健全育成事業

第5条第1項第1号イを次のように改める。

イ 小学校に在学していること。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。